

## 喜多方市発注工事等又は公有財産の処分からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活に対する危険の防止と被害の予防に資するため、喜多方市(以下「市」という。)が発注する建設工事等又は公有財産の処分に対する暴力団又は暴力団関係者の不当な介入を排除し又は処分を制限し、建設工事等の適正な施行又は公有財産の適正な処分を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、建築設計、土木設計、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査、不動産鑑定、その他建設工事に関する業務並びに清掃・警備等役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び売り払い等に関する業務をいう。

(2) 入札参加資格者

喜多方市工事等の請負に係る指名競争入札参加要綱第4条第1項に規定する工事等請負有資格者名簿に登載されたものをいう。

(3) 市発注工事等

喜多方市が発注する建設工事等をいう。

(4) 公有財産

地方自治法第238条第1項に規定する財産をいう。

(5) 役員等

法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人をいう。

(6) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。

(7) 暴力団関係者

暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等関係行政機関から通報があったもの若しくは警察等関係行政機関が確認したものをいう。

(8) 暴力団関係法人等

暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。

(入札参加資格登録者に対する措置)

第3条 市長は、入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者(以下「入札参加資格者等」という。)が、別表に掲げる事由のい

ずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報等があり、暴力団関係法人等と認められた場合には、喜多方市工事等の請負に係る指名競争入札参加要綱に基づく基準等（以下「基準等」という。）に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

（請負業務等からの排除）

第4条 市発注の建設工事等を請負った者（下請を含む。以下「受注者」という。）は、暴力団関係法人等と認められる資材販売業者から資材を購入してはならないものとする。資材販売業者が構成する組合等から資材を購入する場合で、当該組合等の構成員が暴力団関係法人等と認められる場合も、同様とする。

2 受注者は、暴力団関係法人等と認められる業者に下請発注をしてはならないものとする。

3 受注者は、暴力団関係法人等と認められる産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理施設等を使用してはならないものとする。産業廃棄物処理業者が構成する組合等と廃棄物処理施設を使用する旨の約定等を行った場合であって、当該組合等の構成員が暴力団関係法人等と認められる場合も、同様とする。

4 市長は、資材販売業者、下請業者又は産業廃棄物処理業者が暴力団関係法人等に該当するものとして警察等関係行政機関から通報があったときは、受注者にその旨を通知するものとする。

5 市長は、受注者が、資材販売業者、下請業者又は産業廃棄物処理業者が暴力団関係法人等に該当することを知りながら第1項から第3項までの規定に違反したと認められるときは、当該受注者に対して基準等に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

（建設工事等への介入等に対する措置）

第5条 受注者は、建設工事等の施行について暴力団等から不当な介入を受けた場合は、速やかに市及び喜多方警察署に報告するものとする。この場合において、受注者が報告を怠った場合は、市長は、当該受注者に対して基準等に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

2 市長は、受注者が暴力団又は暴力団関係者から建設工事等の施行について妨害を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該受注者に対して工程の調整、工期の延長等必要な手続きを講じるものとする。

（公有財産の処分の制限）

第6条 市長は、地方自治法第238条の4又は同法第238条の5に基づく行政財産又は普通財産の処分に当たっては、暴力団等又は暴力団関係法人等を処分の相手方としないものとする。

2 公有財産の処分の相手方は、当該公有財産を暴力団等又は暴力団関係法人等に使用等をさせてはならないものとする。

3 市長は、公有財産の処分を行った後で、前2項に反することが判明した場合には、当該処分を取り消す措置を講ずるものとする。

( 所轄警察署との連携 )

第 7 条 第 4 条第 5 項及び前条第 3 項に規定する措置を行う場合の具体的な手続きについては、喜多方市長と福島県喜多方警察署長との間で別途定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係行政機関との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 入札参加資格者等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。
- 2 入札参加資格者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- 3 入札参加資格者等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 入札参加資格者等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 5 入札参加資格者等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

喜多方市発注工事等又は公有財産の処分  
からの暴力団等排除に関する協定書

平成 22 年 5 月 19 日

喜 多 方 市  
喜多方警察署

## 喜多方市発注工事等又は公有財産の処分からの暴力団等排除に関する協定書

喜多方市（以下「甲」という。）と喜多方警察署（以下「乙」という。）とは、甲が発注する建設工事等又は公有財産の処分における暴力団又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除し、又は処分を制限し、建設工事等の適正な施行又は公有財産の適正な処分を確保するため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、喜多方市発注工事等又は公有財産の処分からの暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、甲が発注する建設工事等又は公有財産の処分における暴力団等の不当な介入の排除又は処分の制限に当たり、甲と乙が連携し、その実効性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

### （情報提供）

第2条 甲は、要綱に定める入札参加資格者等（以下「入札参加資格者等」という。）が、暴力団員に該当するか否かを、乙に対し、様式第1号により照会するものとする。

2 乙は、前1項の規定により照会を受けたときは、遅滞なく甲に対し、様式第2号により回答するものとする。

3 乙は、入札参加資格者等が暴力団員に該当する旨及び要綱の別表に規定する措置要件に係る事実に関する情報並びに公有財産の処分への暴力団員の関与に関する情報を入手したときは、甲に対し、様式第3号によりその旨を通知するものとする。

### （甲の責任）

第3条 甲は、前条の規定により乙から提供された個人情報 を適正に管理し、当該個人情報は、暴力団等の建設工事等への不当な介入の排除又は公有財産の処分の制限の目的以外に使用しないものとする。

### （乙の責任）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から照会のあった個人情報を適正に管理し、当該個人情報は、暴力団等の建設工事等への不当な介入の排除又は公有財産の処分の制限の目的以外に使用しないものとする。

2 乙は、甲が暴力団等の建設工事等への不当な介入の排除又は公有財産の処分の制限に当たり、甲から要請のあったときは、必要な支援を行うものとする。

(補則)

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

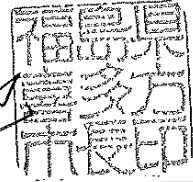
この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙双方が記名押印し、各1通を保有する。

平成22年5月19日

(甲) 喜多方市

喜多方市長

山口信也



(乙) 喜多方警察署

喜多方警察署長

大和田隆男

